

岐阜県公報

第二千七百九号

平成二十七年十二月二十二日

(火曜日)

目次

規則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課) 八五〇

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 八五〇

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 八五一

道路の区域変更

(道路維持課) 八五四

道路の供用開始

(同) 八五四

道路の区域変更

(同) 八五五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 八五五

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(同) 八五六

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 八五七

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八五七

政治団体の異動事項の公表

(同) 八五八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八五八

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 八五九

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 八五九

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(同) 八五九

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 八六〇

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 八六〇

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 八六一

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 八六一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 八六二

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 八六二

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 八六三

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八六三

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 八六五

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 八六六

規則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十三号

則 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号二中「法附則第二十四条第一項」を「第七十二条の四第一項」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 保険財政共同安定化事業拠出金（政令第十条第二項に規定する保険財政共同安定化事業拠出金をいう。）の額から保険財政共同安定化事業交付金（政令第六条に規定する保険財政共同安定化事業交付金をいう。以下同じ。）の額を控除して得た額が、保険財政共同安定化事業交付金の額に百分の一を乗じて得た額を超える場合当該超過額

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成二十七年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。

告示

岐阜県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

- 一 高山市莊川町三谷字小谷二六八、二七〇、二七二、二七三、二七四、二七六、二七七、二七八〇の一、二八二、二八四、二八七の一、二八八、二八九、二九一から二九三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

- 一 高山市莊川町一色字高畑四九四から五〇〇まで、五〇五の一、五〇六の一、五〇六の二、五〇八、五〇一〇、五〇一一
- 二 指定の目的

水源の涵養
指定施業要件

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市板取字新谷三一一五の二から三一一五の四まで、武芸川町谷口字雲木一八九三の一、字寺尾三一一七の一、字欠ヶ三洞三一一一の一、三一一一の一、富之保字祖父川八滝六二二の一、六二二の二、六二六の一、六二六の二

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 関市板取字瀬三六四〇の一三、字大伊尾一三三七の二、一三三七の五、字保木山五八八五の八、五八八五の九、字大洞六九八三の二
- (二) 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市加子母字猪谷五二七七の一五、五二七七の一九から五二七七の二二まで、五二八一の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美濃市大字片知字浦山三一九四の一から三一九四の一四まで

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美濃市字杉ヶ洞三九四五の三（次の図に示す部分に限る。）、三九四五の一、三九四五の二、大字大矢田字山ノ神一九一三の一、字坂ノ下二五九八の一、二六一四、字阿古美二六五六の一、字赤埜地二六六九の一、大字藤生字矢坪洞三二六六の一、三二六六の四、三二六六の五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
恵那市東野字保古山二三九〇の一九、二三九〇の二〇
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
恵那市東野字保古山二三九〇の一、二三九〇の四四、二三九〇の八一、二三九〇の八九
- 三 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本巣市根尾奥谷字屏洞一九二の一、一九三の一、一九三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 一 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

県道 神打 保岡線	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
	飛騨市神岡町森茂字押尾 一五九五番四地先から				前	二・八 一五・三	五五・〇	

岐阜県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本薬市根尾下大須字和井谷八七五の七・八七五の九・八七五の一七・八七五の一八・八九九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八七五の八、八七五の一九、八九一の三、八九七、八九八、九〇〇から九〇三まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本薬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

県道 寺河戸線	道の種類	路線名	区	間	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備考 （区域の決定又は変更の告知年月日ほか）
	上山田 寺河戸線		瑞浪市寺河戸町字道下二二三 二番一地先から	同 市同 町字同 一一三 四番一―地先まで	三九・〇	平成 二七・三	平成 二七・七

岐阜県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

停車場
同 市同 町伊西字丸ノ
一〇八九番六地先まで
後
七六
四九・二
五四・〇

岐阜県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	道路の種類
路線名	飛騨市神岡町森茂字押尾一五 九番四地先から 同市同町伊西字兀ノ洞一 〇八九番六地先まで
区 間	延 ル メ ー ト 長
供用開始 の 期 日	平成 二七・三・三 二七・三・三
備考 （区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）	平成 二七・三・三

岐阜県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び高山土木事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	道路の種類
路線名	同市同町同字向 一四九二番一 地先から 同市同町同字向 一四九二番一 地先まで
区 間	延 ル メ ー ト 長
備考	平成 二七・三・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十三号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第一条の二第一項中「平成十一年一月二十六日自治省令第二号」を「平成十一年自治省令第二号」に改め、同項第二号中「県委員会」を「岐阜県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）」に改める。

第六条の二第四項中「市町村委員会」を「市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）」に改める。

第六条の五第二項中「令」を「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」に、「同条第九項の規定」を「同条第十項」に改め、「含む」の下に「以下この項において同じ」を加え、「同項第二号イ」を「同条第一項第二号イ」に改める。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条及び第三十二条 削除

第四十三条中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に、「掲載順序の」を「掲載順序を定める」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

第四十九条第一項中「同条第九項の規定において準用する場合を含む」を「同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「同条第八項の規定」を「同条第八項」に、「通知を」を「同条第五項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する通知を」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年十二月二十二日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 塚 隆 幸

- 1 平成27年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,664,589人
- 2 総数の50分の1の数
33,292人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,074人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,799	110,933
大垣市	144,840	48,280
高山市	75,163	25,055

多治見市	92,600	30,867
関市	72,838	24,280
丹波川市	65,706	21,902
美濃市	18,067	6,023
瑞浪市	31,404	10,468
羽島市	54,444	18,148
恵那市	43,035	14,345
美濃加茂市	40,979	13,660
土岐市	48,686	16,229
各務原市	118,059	39,353
可児市	93,058	31,020
山県市	23,223	7,741
瑞穂市	40,410	13,470
飛騨市	21,439	7,147
本巣市	42,026	14,009
郡上市	36,319	12,107
下呂市	28,662	9,554
海津市	30,062	10,021
羽島市	37,415	12,472
養老市	25,069	8,357
不破郡	28,690	9,564

安八郡	19,648	6,550
揖斐郡	57,153	19,051
加茂郡	42,795	14,265

岐阜県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十七年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

指定する施設の名称等

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
有賀ゆうき後援会	有賀雄規	有賀里奈	加茂郡八百津町和知字鳥居前1929 ²	平成27年11月18日
河村のりよし後援会	河村正文	河村正文	加茂郡八百津町伊岐津志993	平成27年11月10日
政治結社大行社岐阜支局	泉 泉	泉 泉	岐阜市鏡島精華1 5 37 203	平成27年11月27日
西尾慶太と語る会	曾我望武	小池紀雄	中津川市坂下872 1	平成27年11月30日
長谷川たかし後援会	長谷川貴志	長谷川貴志	揖斐郡池田町池野118 7	平成27年11月25日

名	称	所在地
社会福祉法人和光会 ムナシシゲケア北方	特別養護老人ホーム	本巣郡北方町柱本白坪2丁目3番地
社会福祉法人白泉会 地域密着型特別養護老人ホーム	あいらんど美濃白川	加茂郡白川町河岐島平2番地4

岐阜県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

松野たかしを育てる会	松野貴志	松野美乃里	瑞穂市穂積2032 1	平成27年11月6日
三崎かずきを育てる会	藤代徹也	藤島晋一郎	朝上市白鳥町白鳥969 1	平成27年11月2日

岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動事項を次のとおりお知らせします。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
自由民主党久々野町支部	大宮昌夫	会計責任者	松下松考	水口健一	平成27年11月13日
自治労岐阜県本部自治体議員連合	石田浩司	代表者	石田浩司	吉村久資	平成27年11月12日
		会計責任者	土屋雅義	石田浩司	
成瀬のりお後援会	伊藤正隆	会計責任者	金森正之	山内一夫	平成27年10月15日
野中裕一郎を育てる会	野中裕一郎	会計責任者	野中裕一郎	坂本俊哉	平成27年11月19日

Info No.

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会告示第九十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同法第三頁の規定により、その名称等を次のとおり告

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
白木ゆうすけを育てる会	白木裕輔	白木珠美	本巣市政田若宮446	平成27年11月4日			
松野かつのりを育てる会	松野勝則	松野貴志	瑞穂市穂積2032	平成27年11月25日			

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
長谷川豊志	池田町議会議員	長谷川たかし後援会	岐阜県池田町池田118-7	長谷川豊志

岐阜県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規

定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体の名称	届出をした者の氏名	届出をした者の氏名
山本裕壽	山本ゆうすけを育てる会			
				平成27年11月4日

岐阜県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 2 1 資金管理団体（国会議員関係政治団体） 1号団体かつ2号団体）中

未来改革幸山会	小見山幸治	参議院議員	H27.5.28	22,142,406	9,501,288	12,641,118	10,149,756	11,992,650	0	600,000	0	2,000,000	2,600,000	0	2,600,000	10,040,000	0	0	1,118
未来改革幸山会	小見山幸治	参議院議員	H27.5.28	22,142,406	9,501,288	12,641,118	8,705,256	13,437,150	0	600,000	0	2,000,000	2,600,000	0	2,600,000	10,040,000	0	0	1,118
未来改革幸山会				1,200,000	0	451,765	1,477,583	3,129,348	4,127,326	0	0	2,873,082	2,873,082	0	20,000	7,020,408	0	0	
未来改革幸山会				1,200,000	0	451,765	99,283	1,751,048	4,061,126	0	0	2,873,082	2,873,082	0	20,000	6,954,208	0	0	

改める。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福詩の郷
- 三 代表者の氏名 山田 國明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市江吉良町字村前三三二一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対して、農家の方が作る野菜等を新鮮なうちに消費者に提供する場所を設け、そこで障がい者のひとが働く「福詩の郷」を運営する事業を行い、食品の安全と地産地消による地域の活性化と障がい者の人々の職業能力の開発と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	年月日 指定
社会福祉法人 徳雲会	介護ハウス瓢 庵	岐阜県羽島郡笠松町瓢町四 二番地一	短期入所 生活介護	平成 二七・〇一
社会福祉法人 錦江舎	地域密着型特 別養護老人ホ ーム 夢眠	岐阜県加茂郡八百津町久田 見四〇四四番地二	短期入所 生活介護	平成 二七・〇一
株式会社ヴァ ティー	ケアステイショ ンあさひ大垣	岐阜県大垣市本今三丁目八 二番地	通所介護	平成 二七・〇一
ヤマノウチ物 産株式会社	にじ	岐阜県不破郡垂井町八一〇 番地の六	通所介護	平成 二七・〇一
株式会社エル ダリ リビ ング	訪問介護レジ デンス岐阜羽 島	岐阜県羽島市福寿町本郷字 千代田一一六	訪問介護	平成 二七・〇一
一般財団法人 録三会	訪問介護ステ ーションウイ ズ	岐阜県美濃加茂市太田町二 八二五	訪問介護	平成 二七・〇一
有限会社ケア サービス	ケアーズ訪問 介護ステイシ ョン	岐阜県美濃加茂市川合町二 丁目七 二一	訪問介護	平成 二七・〇一
合同会社 結 ぶ	介護 結ぶ	岐阜県大垣市青墓町三 四 一〇 七三	通所介護	平成 二七・〇二五
株式会社アズ ・ライフケア	あずみ苑各務 原	岐阜県各務原市鷺沼川崎町 三丁目一四〇番一	短期入所 生活介護	平成 二七・二一
社会福祉法人 フエニックス	地域密着型特 別養護老人ホ ーム DANK E	岐阜県各務原市鷺沼羽場町 三丁目三五番地	短期入所 生活介護	平成 二七・二一
株式会社アズ	あずみ苑各務	岐阜県各務原市鷺沼川崎町	通所介護	平成

・ライフケア 社会福祉法人 フェニックス 研究会	原	三丁目一四〇番一	通所介護	二七・二・一
株式会社グロ ーバル総合研 究所	シンシア高山 一番地	岐阜県高山市曙町四丁目一	通所介護	平成
医療法人徳養 会	沼口訪問介護 ステーション アマタユ ス	岐阜県大垣市笠木町三八六 一	訪問介護	平成 二七・二・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人録三 会	訪問介護ステ ーションウイ ズ	岐阜県美濃加茂市太田町二 八二五	訪問介護	平成 二七・〇・一
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松通所介護事 業所	岐阜県羽島郡笠松町門間字 四反田一七五番地一	通所介護	平成 二七・〇・三
特定非営利活 動法人りびん	りびんぐ	岐阜県高山市総和町三丁目 四九番地一	通所介護	平成 二七・〇・三

愛和十光株式 会社	あいわ訪問介 護事業所 大 垣	岐阜県大垣市墨俣町墨俣字 東殿町三〇二	訪問介護	平成 二七・〇・三
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松訪問看護ス テーション	岐阜県羽島郡笠松町門間字 四反田一七五番地二	訪問看護	平成 二七・〇・三
フジケアサー ビス合同会社	アクアデザイ ービス美乃坂 本	岐阜県中津川市千旦林一三 八六番地一六八	通所介護	平成 二七・二・三〇
一般社団法人 明日の福祉 を考える人た ち	小瀬の杜 あ かね	岐阜県関市小瀬一五〇五 一	特定施設 入居者生 活介護	平成 二七・二・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 徳雲会	居宅介護支援 センター瓢庵	岐阜県羽島郡笠松町字瓢町 四二番地一	居宅介護 支援	平成 二七・〇・一
特定非営利活 動法人 はな たま	はなたま居宅 介護支援事業 所	岐阜県美濃加茂市牧野字鳥 屋野三一四	居宅介護 支援	平成 二七・〇・一

株式会社アズ・ライフケア	あずみ苑各務原	岐阜県各務原市鷺沼川崎町三丁目一四〇番一	居宅介護支援	平成二七・二・一
医療法人徳養会	ケアサポートアマターユース	岐阜県大垣市笠木町三八六番地一メデイカルシェアハウス アミターバ内	居宅介護支援	平成二七・二・一
医療法人社団 崇仁会	ケアプランセンター 天の花	岐阜県海津市平田町仏師川四六一番地	居宅介護支援	平成二七・二・一
合同会社くまざきケアサポート	居宅介護支援事業所くまざきケアサポート	岐阜県下呂市萩原町上村一六五〇番地	居宅介護支援	平成二七・二・一〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人徳養会	沼口医院	岐阜県大垣市笠木町六五〇	居宅介護支援	平成二七・二・一〇
特定非営利活動法人りあらず和	りあらず和介護支援センター	岐阜県郡上市八幡町初納堂前四三〇番地一	居宅介護支援	平成二七・二・一〇

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 徳雲会	介護ハウス瓢庵	岐阜県羽島郡笠松町瓢町四二番地一	介護予防短期入所生活介護	平成二七・二・一
社会福祉法人 錦江舎	地域密着型特別養護老人ホーム 夢眠	岐阜県加茂郡八百津町久田見四〇四四番地二	介護予防短期入所生活介護	平成二七・二・一
株式会社ヴァンティー	ケアスイションあさひ大垣二番地	岐阜県大垣市本今三丁目八二番地	介護予防通所介護	平成二七・二・一
ヤマノウチ物産株式会社	にじ	岐阜県不破郡垂井町八一〇番地の六	介護予防通所介護	平成二七・二・一
株式会社エルダリリン	訪問介護レジデンス岐阜羽島	岐阜県羽島市福寿町本郷字千代田一一六	介護予防訪問介護	平成二七・二・一
一般財団法人 録三会	訪問介護ステーション ウイズ	岐阜県美濃加茂市太田町二八二五	介護予防訪問介護	平成二七・二・一
有限会社ケアサービス	ケアーズ訪問介護ステーション	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目七二二	介護予防訪問介護	平成二七・二・一
合同会社 結	介護 結ぶ	岐阜県大垣市青墓町三四	介護予防	平成二七・二・一

ぶ	株式会社アズ ・ライフケア	あずみ苑各務 原	一〇七三	岐阜県各務原市鷺沼川崎町 三丁目一四〇番一	通所介護	二七・〇・二五
	社会福祉法人 フェニックス	地域密着型特 別養護老人ホ ームDANK E		岐阜県各務原市鷺沼羽場町 三丁目三五番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二七・二・一
	株式会社アズ ・ライフケア	あずみ苑各務 原		岐阜県各務原市鷺沼川崎町 三丁目一四〇番一	介護予防 通所介護	平成 二七・二・一
	社会福祉法人 フェニックス	デイサービス Com・Do DANK E		岐阜県各務原市鷺沼羽場町 三丁目三三番地一	介護予防 通所介護	平成 二七・二・一
	株式会社グロ ーバル総合研 究所	シンシア高山		岐阜県高山市曙町四丁目一 番地	介護予防 通所介護	平成 二七・二・一
	医療法人徳養 会	沼口訪問介護 ステーション アマターユ ス		岐阜県大垣市笠木町三八六一	介護予防 訪問介護	平成 二七・二・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定
介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 月 日 止
医療法人録三 会	訪問介護ステ ーションウイ ズ	岐阜県美濃加茂市太田町二 八二五	介護予防 訪問介護	平成 二七・〇・一
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松通所介護事 業所	岐阜県羽島郡笠松町門間字 四反田一七五番地二	介護予防 通所介護	平成 二七・〇・三
特定非営利活 動法人りびん ぐ	りびんぐ	岐阜県高山市総和町三丁目 四九番地一	介護予防 通所介護	平成 二七・〇・三
愛和十光株式 会社	あいわ訪問介 護事業所大 垣	岐阜県大垣市墨俣町墨俣字 東殿町三〇二	介護予防 訪問介護	平成 二七・〇・三
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松訪問看護ス テーション	岐阜県羽島郡笠松町門間字 四反田一七五番地二	介護予防 訪問看護	平成 二七・〇・三
フジケアサー ビス合同会社	アクアデザ ービス美乃坂 本	岐阜県中津川市千旦林一三 八六番地一六八	介護予防 通所介護	平成 二七・二・三
一般社団法人 明日の福祉 を考える人た ち	小瀬の杜あ かね	岐阜県関市小瀬一五〇五	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二七・二・三

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱上）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十五年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年十二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（中沢2）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年十二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字仏生寺の一部（席田南部（仏生寺））

三 調査を行った期間

昭和六十年度から平成二十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字仏生寺の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（大字仏生寺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年十二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>二 調査を行った地域 岐阜県揖斐郡池田町大字宮地の一部(宮地南)</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十六年まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県揖斐郡池田町(大字宮地の一部)の地籍図 岐阜県揖斐郡池田町(大字宮地の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十七年十二月二十二日</p>	<p>国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証</p> <p>国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。</p> <p>平成二十七年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>			<p>二 調査を行った者の名称 加茂郡白川町</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十七年まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍図 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十七年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>一 調査を行った者の名称 白川町森林組合</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部(切井大洞)</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十七年まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍図 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十七年十二月二十二日</p>	<p>国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証</p> <p>国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。</p> <p>平成二十七年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>			<p>一 調査を行った者の名称 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十七年まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍図 岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十七年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

<p>岐阜県指令岐阜建築第二七号の八 平成二七・七・一三 同岐阜建築第三九号の二六 同二七・一〇・二六</p>	<p>羽島市福寿町平方字橋上三三五番一、三三五番二、三三六番一及び三三六番四</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>岐阜市向陽町二六番地 永井建設株式会社 代表取締役 永井康貴</p>
<p>同岐阜建築第二八号の一 同二七・一〇・六</p>	<p>瑞穂市野田新田字宮東三九〇四番一</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市野田新田三八八九番一 山本孝男</p>
<p>同岐阜建築第二七号の五 同二三・一一・一四 同岐阜建築第三二号の一六 同二四・一一・二二 同岐阜建築第一〇〇号の二 同二五・五・一五 同岐阜建築第一〇〇号の四三 同二六・三・六 同岐阜建築第三九号の二四 同二七・一一・一八</p>	<p>羽島郡笠松町字泉町四番一外三三筆及び笠松町所管法定外公共物(道路及び水路)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡笠松町代二五七番地の三 社会医療法人蘇西厚生会 理事長 松波英寿</p>
<p>同岐阜建築第三四号 同二七・七・九</p>	<p>不破郡垂井町字流三三四一番一外一筆及び垂井町所管法定外公共物(道路)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>石川県白山市松本町二五二番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲</p>

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区連合	西濃用水	平成二七・二・一六	退任した役員	退任年月日	役名	氏名	住所
同	同	同	理事	青木信嘉	岐阜県揖斐川町清水一八九番地一		
同	同	同	同	澤野廣司	岐阜県大野町大字野一二四五番地		
同	同	同	同	細野幸雄	岐阜県揖斐川町上三野三二七番地		
同	同	同	同	山岸壽一	岐阜県大野町大字麻生二五六番地		

同	竹中喜一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地一
同	若園好弘	安八郡神戸町大字落合 四九八番地
同	下野信博	揖斐郡池田町杉野 一三九番地
同	國枝弘	揖斐郡池田町段 五三八番地二
同	傍島一	安八郡神戸町大字瀬古 二九六番地
同	國枝義見	大垣市浅草一丁目 六二八番地一
同	川合洋三	大垣市平町 三一一番地一
同	桐山英一	大垣市今宿二丁目 一五七番地一
同	増井正一	大垣市荒尾町 一一九六番地
同	萩野英夫	大垣市入方二丁目 一六〇五番地
同	高木利幸	大垣市長松町 七〇四番地
同	柳瀬崇	大垣市西之川町二丁目二〇八三番地
同	増田清見	大垣市草道島町 二九二番地一
同	多賀徹	大垣市青野町 六二番地
同	藤墳守	不破郡垂井町表佐 一八二四番地一
同	小竹久通	不破郡垂井町府中 二三〇六番地
同	野村千浩	養老郡養老町石畑 八三三番地一
同	田中郁夫	養老郡養老町上方 二八番地
同	小川敏	大垣市羽衣町八丁目 一八番地
同	宗宮孝生	揖斐郡揖斐川町房島一三三二六番地一
同	宇佐美晃三	揖斐郡大野町大字領家一八八番地五
同	岡崎和夫	揖斐郡池田町沓井 五四三番地
同	谷村成基	安八郡神戸町大字神戸四八五番地一
同	中川満也	不破郡垂井町新井 三二五番地六
同	大橋孝	養老郡養老町岩道 四八一番地一
監事	杉岡司朗	安八郡神戸町大字北一色六六八番地

同 小森光夫 揖斐郡大野町大字中之元五二八番地七
同 小倉桂一 大垣市大島町二丁目 五番地
同 清水俊 不破郡垂井町宮代 一五七九番地一

平成二十七年十二月二十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社